

平成 18 年 12 月 7 日
第 1 回 総 合 計 画 審 議 会
資 料 No. 9

現行の上越市第 5 次総合計画（概要）

平成 16 年 3 月

新潟県上越市

上越市第5次総合計画について

1. 策定の趣旨

少子・高齢化、環境問題など、激変する社会構造・経済情勢や高度・多様化する住民ニーズに適切に対応するため、また、地方分権、市町村合併、市民と行政の協働など、21世紀の新たな行政運営の視点を加えた、持続的発展が可能なまちづくりに向けた計画の必要性から、平成16年度から平成25年度を計画期間とする第5次総合計画の策定を行った。

2. 策定経過

第5次総合計画の策定に当たっては、市民が基本構想素案や市民プロジェクトの検討を行うなど、市民本位のまちづくりに向けた市民と行政の協働による計画づくりを行った。

(1) 平成14年度

6月、公募市民52人からなる「市民のまちづくり会議」を設置。基本構想素案の検討に着手し、平成15年4月に市長に提出。

(2) 平成15年度

①基本構想素案を基に、基本構想・基本計画の検討を進めるとともに、市民のまちづくり会議から、基本構想素案を実現するために必要な施策を市民の視点から検討した「市民プロジェクト」の提案があった。

②基本構想・基本計画案について、8月に学識経験者や関係機関の代表者等によって構成される上越市総合計画審議会へ諮問し、5回にわたる調査・審議を経て、平成15年12月22日に市長が答申を受けた。

3. 第5次総合計画の特徴

第5次総合計画は、住民満足度調査の結果をはじめ市民の意向を尊重し、明るく元気な市民生活の創造を目指した計画とした。

また、新たに数値目標を設定し、目指すべき目標を具体的に明らかにすることによって計画の進捗管理と着実な実施を図るとともに、市民にわかりやすい計画となるよう心がけた。

(1) 市民生活重視型の計画

これまでの開発整備重視型の計画づくりから21世紀の新しいまちづくりの姿として、市民生活を重視した行政サービスの提供による市民生活の充実、明るく元気な市民生活の創造を目指したソフト面重視型の計画。

(2) 市民と行政の協働によるまちづくりを目指した計画

自立と協働の地域形成を目指したまちづくりを進めるため、市民や行政の自主・自立性を醸成するとともに、公平・公正な市民参画の市政を目指した計画。

(3) 市民の視点を踏まえた計画

市民のまちづくり会議で市民の視点で議論して作成された「基本構想素案」を基に、基本構想を検討。

また、市民のまちづくり会議が、基本構想素案を具体的に実現していくことを目指し、市民が主体的に取組を進めていく施策を「市民プロジェクト」として提案。

この提案内容を踏まえ、市民と行政のこれからまちづくりの共通指針となる基本構想・基本計画を作成。

(4) 市民にわかりやすい計画

数値目標を設定し、市民にわかりやすい計画とともに、計画の進捗管理、評価を行い、実効性を高める計画。

4. 策定の視点

第5次総合計画の策定に当たっては、少子・高齢化、環境問題などの社会経済情勢への対応のほか、特に、次の3つの視点を重視したまちづくりを目指す計画とした。

(1) 共生のまちづくり～人と自然にやさしいまちづくり～

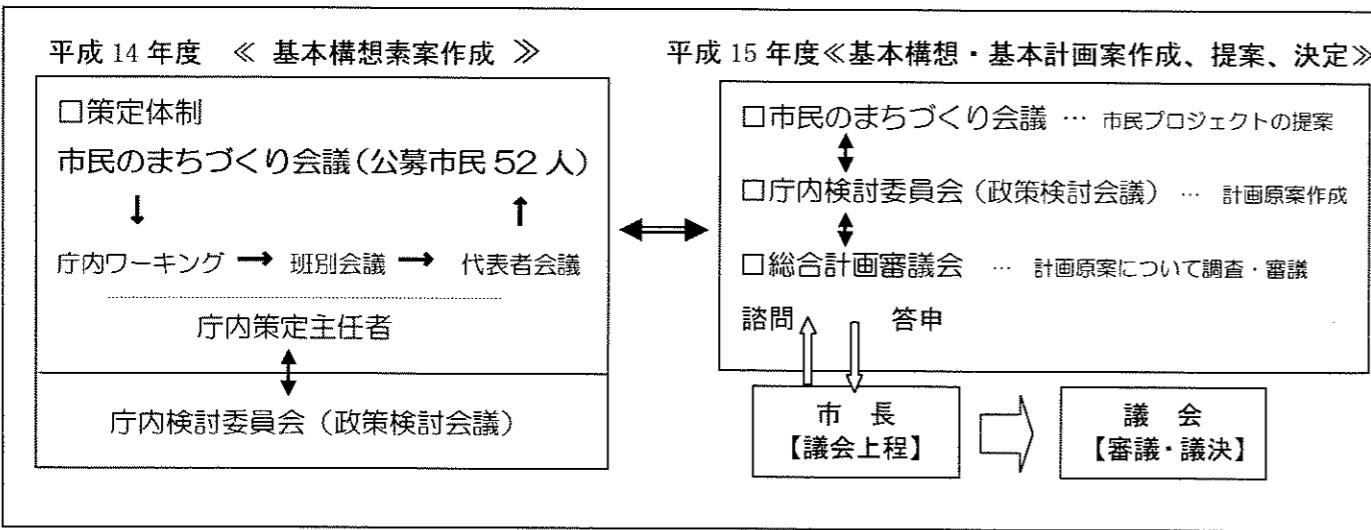
自然との共生、市民と行政の協働、男女共同参画、外国人との共生など、あらゆる分野において、互いの存在・人権等を尊重し、助け合い、支えあいながらともに生きていく共生のまちづくり。

(2) 持続的発展が可能なまちづくり～海陸交通のジャンクションシティ～

海陸双方の結節点として、さらに北信越の中心に位置する交流拠点としてのポテンシャルを活かすとともに、周辺市町村や隣接県との連携・協力のもと、新たな産業振興や広域観光などを展開し、誰もが明るく元気に、そして安全・安心に暮らせる、持続的発展が可能なまちづくり。

(3) 21世紀に機能するまちづくり～次の世代が夢を描けるまちづくり～

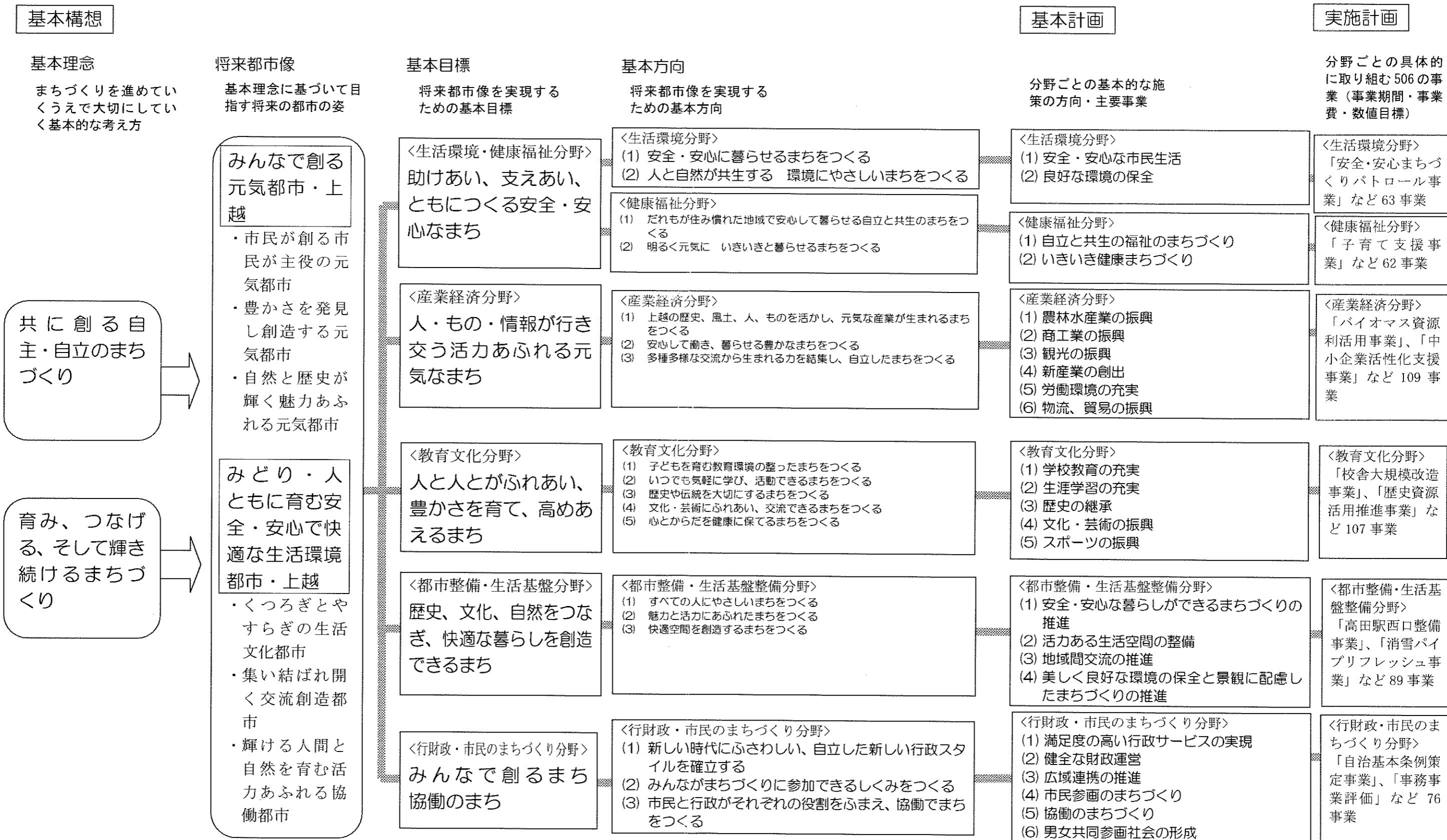
第5次総合計画が、本市にとって21世紀における初の総合計画策定という意義から、次の世代が夢を描くことができる社会を創出するため、既成のまちづくりを見直し、新しい時代・社会にふさわしいまちの活力と魅力を創出する21世紀に機能するまちづくり。



計画案の周知

- 広報じょうえつ(12/15・1/15号)掲載…パブリックコメント・市民フォーラム案内、計画案の概要紹介
- パブリックコメントの実施 … 平成16年1月7日～2月3日 寄せられた意見 11人 58件
- 市民フォーラムの開催 … 平成16年1月18日(会場:市民プラザ) 参加者 250人

上越市第5次総合計画 体系図



《 上越市第5次総合計画について 》

【 計画の構成・計画期間 】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成し、計画期間は初年度を平成16(2004)年度、目標年度を平成25(2013)年度とします。

(1) 基本構想(平成16~25年度)

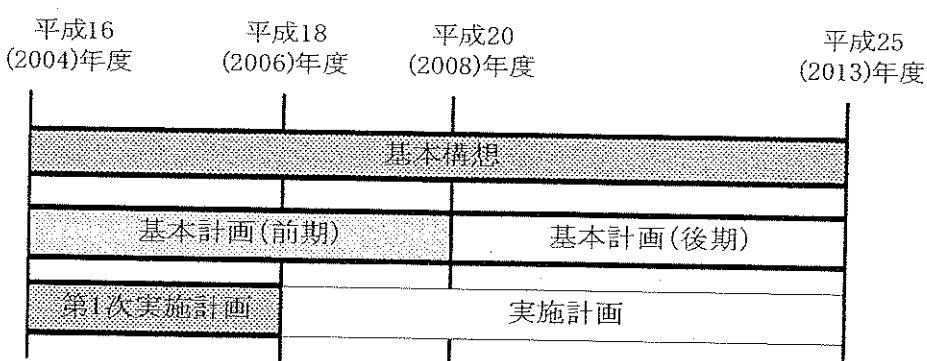
基本構想は、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方を示すとともに、将来のまちづくりの目標及び方向性などを明らかにしたものです。

(2) 基本計画(前期:平成16~20年度、後期:平成21~25年度)

基本計画は、基本構想を実現するための施策の方向性や主要事業を体系的に示します。

(3) 実施計画(第1次:平成16~18年度)

実施計画は、基本計画で定めた主要事業の具体化を図るため、事業の内容や規模を明らかにします。



(1) 基本構想

*地方自治法第2条第4項で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められており、上越市第5次総合計画基本構想は、平成16年3月25日に議会議決されたものです。

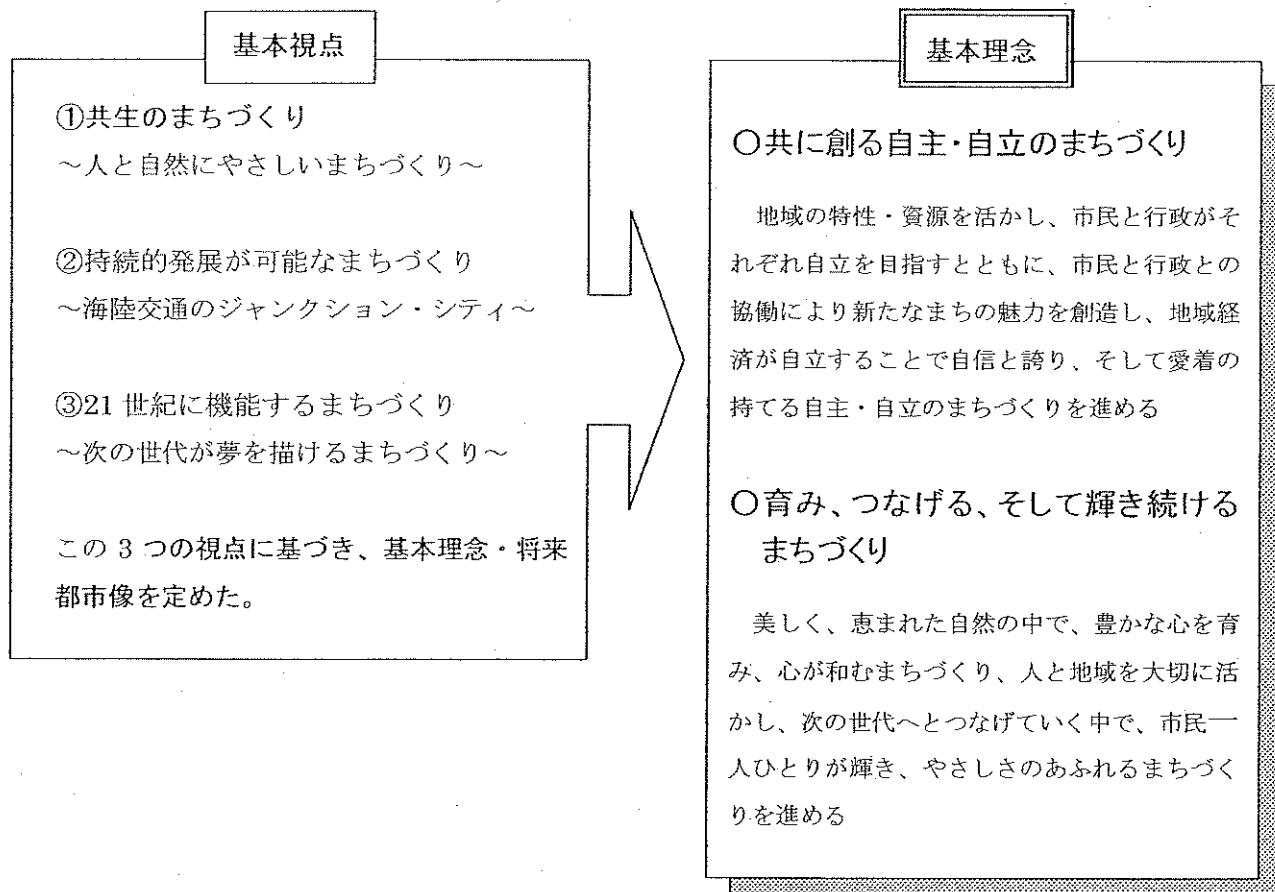
① 基本理念

基本理念とは

- ・まちづくりを進めていくうえで市民と行政が最も大切にすべき共通の意識であり、基本となる考え方のこと

第5次総合計画における「基本理念・将来都市像」を考えていくうえで大切にしなければならない視点として

- ・住民が安心して心豊かに暮らすことができる生活基盤の整備
 - ・情報の共有による市民と行政の協働のまちづくり
 - ・力強い産業基盤の整備
 - ・地域特性や資源を育み、高め、新たな魅力の創造
- から3つの基本視点を掲げた。



② 将来都市像

… 市民と行政が手を携え、まちづくりの基本理念を基に、地域の資源を活かしつつ課題を克服しながら実現していくまちの姿

「みんなで創る元気都市・上越」

・「元気都市」には、現在の社会経済情勢を踏まえ、元氣でいこう！元気になろう！という気持ちのほか、

《市民が創る市民が主役の元気都市》
《豊かさを発見し創造する元気都市》
《自然と歴史が輝く魅力あふれる元気都市》

といった思いを込めて掲げました。

「みどり・人

ともに育む安全・安心で快適な生活環境都市・上越」

・第4次総合計画の将来都市像「みどりの生活快適都市・上越」を引き継ぐとともに、平成14年度の住民満足度調査での「目指すべき将来都市像」で最も回答の多かった都市像「安全で快適な生活環境都市」を踏まえたものであり、この中にも

《くつろぎとやすらぎの生活文化都市》
《集い結ばれ開く交流創造都市》
《輝ける人間と自然を育む活力あふれる協働都市》

の3つのまちの姿を含んでいます。

③ 基本目標

2つの将来都市像の実現を目指すため5つの基本目標を掲げました。

この5つの基本目標は、まちづくりの基本方向、基本計画の各分野別計画へとつながるものです。

「助けあい、支えあい ともにつくる安全・安心なまち」

「人・もの・情報が行き交う活力あふれる元気なまち」

「人と人とのふれあい、豊かさを育て、高めあえるまち」

「歴史、文化、自然をつなぎ、快適な暮らしを創造できるまち」

「みんなで創るまち 協働のまち」

をまちづくりの基本目標として掲げました。

④ 基本方向

まちづくりの基本目標の実現を目指し、進めていく施策の方向性を定めるものです。

《生活環境分野》

- (1) 安全・安心に暮らせるまちをつくる
- (2) 人と自然が共生する 環境にやさしいまちをつくる

《健康福祉分野》

- (1) だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる自立と共生のまちをつくる
- (2) 明るく元気に いきいきと暮らせるまちをつくる

《産業経済分野》

- (1) 上越の歴史、風土、人、ものを活かし、元気な産業が生まれるまちをつくる
- (2) 安心して働き、暮らせる豊かなまちをつくる
- (3) 多種多様な交流から生まれる力を結集し、自立したまちをつくる

わたしたちは、上越地域内外の人、もの、情報の交流により生まれる、豊かな人材、確かな情報に基づき、活力あふれる自立したまちをつくります。

《教育文化分野》

- (1) 子どもを育む教育環境の整ったまちをつくる
- (2) いつでも気軽に学び、活動できるまちをつくる
- (3) 歴史や伝統を大切にするまちをつくる
- (4) 文化・芸術にふれあい、交流できるまちをつくる
- (5) 心とからだを健康に保てるまちをつくる

《都市整備・生活基盤整備分野》

- (1) すべての人にやさしいまちをつくる
- (2) 魅力と活力にあふれたまちをつくる
- (3) 快適空間を創造するまちをつくる

《行財政・市民のまちづくり分野》

- (1) 新しい時代にふさわしい、自立した新しい行政スタイルを確立する
- (2) みんながまちづくりに参加できる仕組みをつくる
- (3) 市民と行政がそれぞれの役割を踏まえ、協働でまちをつくる

⑤ 施策の大綱

まちづくりの基本方向の実現を目指し、取組む施策の柱を定めるものです。

⑥ 土地利用

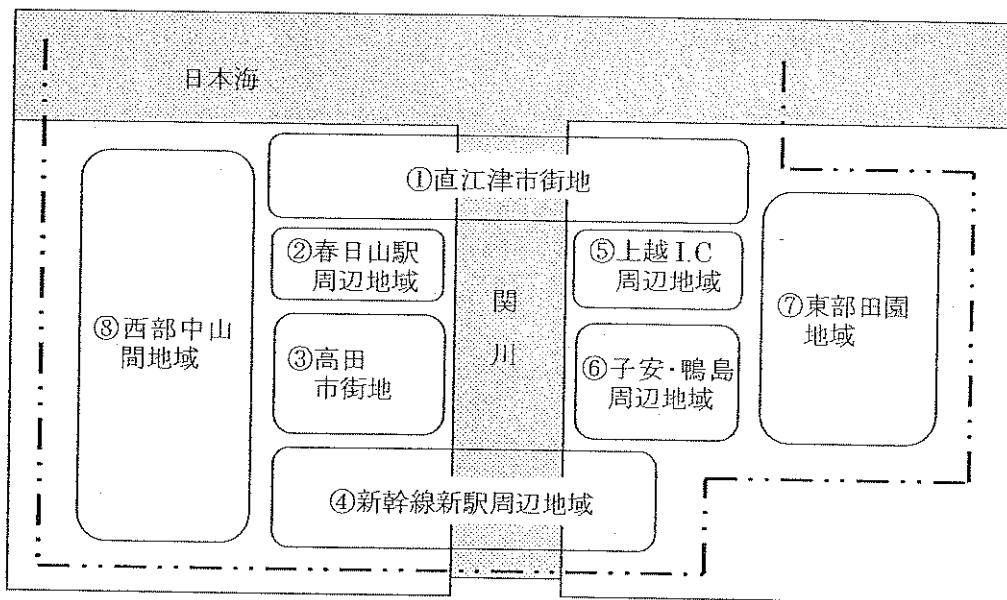
(1) 基本方針

土地利用にあたっては、市域を都市的・農地の保全を図る都市地域、緑豊かな農村と優良農地の保全を図る東部田園地域、豊かで良好な自然環境の維持・保全を図っていく西部中山間地域の三地域に区分し、それぞれの特性と役割を踏まえ合理的で秩序ある土地利用を図ります。

(2) 地域別整備構想

土地利用の基本方針における「都市地域」「東部田園地域」「西部中山間地域」の三地域を踏まえ、さらに、地域の特性や役割を活かした、だれもが暮らしやすいまちを目指し、本市を八つの地域にゾーニングし、各地域のそれぞれ独自の個性と特徴を活かした整備を進めます。

【地域区分図】



(2) 基本計画

基本計画（前期：平成16～20年度、後期：平成21～25年度）は、基本構想を実現するための施策の方向性や主要事業を体系的に示したものです。

基本構想(施策の大綱) ⇒ 64の施策 ⇒ 154の施策の方向 ⇒ 345の主要事業

(3) 実施計画

実施計画（第1次：平成16～18年度）は、基本計画で定めた主要事業の具体化を図るため、事業の内容や規模を明らかにしたものです。

基本計画 345の主要(施策)事業 ⇒ 506の具体的事業

※ 第5次総合計画の策定経過及び計画の体系については、別紙資料を参照ください。
※ 計画の詳細内容については、上越市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/contents/town-planning/kousou/index.html>